

地域包括支援センターが創設されました

地域包括支援センターは、平成18年の介護保険法の改正に伴い新しく設置された機関です。高齢者に関する保健・福祉サービス等については、下記の担当地域のセンターにご相談ください。

地域包括支援センター (利用時間は月曜日から土曜日 9時から17時まで)

圏域	名称	所在地・電話番号	相談担当地域(中学校区)	予防給付担当地域(中学校区)
中央圏域	安井 地域包括支援センター	安井町2-4 (0798)37-1870	大社	大社・浜脇・西宮浜
	今津南 地域包括支援センター	今津巽町7-10 (0798)32-1702	真砂・今津(国道43号線以南)	真砂・今津(国道43号線以南)
鳴尾圏域	小松 地域包括支援センター	小松東町1丁目3-10 (0798)45-7810	学文・鳴尾	学文・鳴尾
	高須 地域包括支援センター	高須町1丁目7-91 (0798)44-4505	高須・鳴尾南	高須・鳴尾南
	シルバークエスト甲子園 地域包括支援センター	枝川町17-40 (0798)42-3530	浜甲子園・鳴尾	浜甲子園・鳴尾
瓦木圏域	上甲子園 地域包括支援センター	上甲子園5丁目7-21 (0798)38-6031	上甲子園・今津(国道43号線以北)	上甲子園・今津(国道43号線以北)
	深津 地域包括支援センター	芦原町1-20 (0798)64-0050	深津	深津・平木・瓦木
甲東・甲陽圏域	甲寿園 地域包括支援センター	甲山町53番地 (0798)71-9904	苦楽園・大社	苦楽園・大社
	甲武 地域包括支援センター	段上町6丁目24-1 (0798)54-8883	甲武・甲陵(阪急今津線以東)	甲武・甲陵(阪急今津線以東)
	甲東 地域包括支援センター	上甲東園2丁目11-60 (0798)57-5280	上ヶ原・甲陵(阪急今津線以西)	上ヶ原・甲陵(阪急今津線以西)
北部圏域	名塩さくら苑 地域包括支援センター	名塩さくら台2丁目44番 (0797)63-3200	塩瀬	塩瀬・山口

高齢者介護支援センター ※ (利用時間は月曜日から土曜日 9時から17時まで)
(ランチ型地域包括支援センター)

中央圏域	西宮中央 高齢者介護支援センター	林田町7-17 (0798)68-2702	平木・瓦木	—
	浜脇 高齢者介護支援センター	久保町14-12 (0798)35-6880	浜脇	—
	西宮恵泉 高齢者介護支援センター	西宮浜3丁目7-7 (0798)32-6065	西宮浜	—
北部圏域	幸泉エルズ 高齢者介護支援センター	山口町上山口4丁目26-14 (078)903-6283	山口	—

浜脇高齢者介護支援センターは平成18年10月を目標に地域包括支援センターに移行する予定です。

■地域包括支援センターとは

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らしていくためには、できる限り要介護状態にならないよう、また要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される体制を確立する必要があります。

このため地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターが設置されました。

■地域包括支援センターの機能

- ①高齢者の総合相談・支援
- ②介護予防・予防給付マネジメントの実施
- ③包括的・継続的マネジメントの実施
- ④高齢者の権利擁護・虐待防止のための相談

※高齢者介護支援センター

中央・北部圏域については、地域住民の利便性を考えて、身近なところで相談を受けけるための窓口として「高齢者介護支援センター」を設置します。

このセンターはランチ型と呼ばれるセンターで、地域包括支援センターの機能の一部である、高齢者の総合相談・支援や保健・福祉サービスの申請等の業務を行います。

予防給付のマネジメント業務については行いませんが、同じ圏域に設置されている地域包括支援センターと連携して地域の方からの相談に対応していきます。

詳しいお問い合わせは
長寿福祉グループ (0798-35-3286) まで

老人健康診査が今年から変わります

65歳以上の方を対象として秋に実施していた老人健康診査が18年度より、次のとおり変わります。

実施期間：通年 ただし、18年度は6月から実施予定

健診項目：従来の血液検査、尿検査等に生活機能評価に関する項目が追加されます。

通知：65歳の誕生日前月に個人通知します。
なお、18年度に限り65歳以上の方全員に5月末頃個人通知します。

*受診料(無料)、健診場所(指定の委託医療機関)は昨年と同様です。

入院中・介護保険施設利用者は対象外です。

介護予防事業が9月から始まります

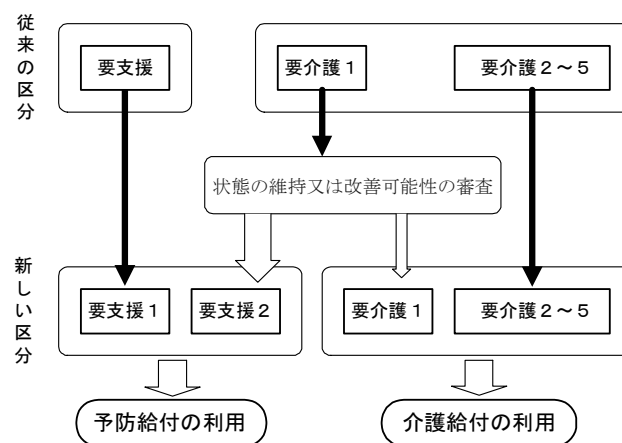
老人健康診査等の結果、要支援・要介護状態になるおそれのある方(特定高齢者)と選定された対象者に、通所型の介護予防教室や訪問指導を実施します。通所型事業の内容は運動・栄養・口腔機能向上のための教室で公民館等12会場にて9月以降開始する予定です。

*利用の際は地域包括支援センターでのケアプランが必要ですので、お住まいの地区を担当している地域包括支援センターにご相談ください。

詳しいお問い合わせは
保健サービス課(0798-35-3127)まで

従来の要支援・要介護1の人の認定区分が見直されます

平成18年4月から、従来の要支援・要介護1といった軽度の人に対して、従来の保険給付のサービス内容やケアマネジメント体制を見直して、より予防を重視した給付(予防給付)がはじまります。それに伴い、認定の区分が見直され、今まで要支援の状態とされていた人は「要支援1」になり、要介護1の人は「要支援2」・「要介護1」に分かれます。



従来の要支援の区分は「要支援1」になります。従来の要介護1の区分については、今までの要介護認定の審査に加えて、「状態の維持・改善の可能性」の観点から追加の審査がされて、予防給付の適切な利用が見込まれない場合は、予防給付の対象からは外れて要介護1のままとなりますが、それ以外の場合は「要支援2」となり予防給付の対象者になります。

現在、要介護認定を受けている人

更新申請や変更申請の際に、この新しい認定方法で見直しを行います。それまでは現在の認定が有効ですので、従来のサービスを受けていただくことになります。

予防給付の利用について

予防給付のケアプランの作成は、今回の介護保険法の改正により新しく設置される地域包括支援センターが行います。予防給付の利用については、お住まいの地区を担当している地域包括支援センターにご相談ください。

詳しいお問い合わせは介護認定グループ (0798-35-3152) まで